

拡充しました！

瀬戸市地域産業振興会議の中小企業支援施策

「展示会等出展事業補助金」のご案内

市内事業者の皆様が開発した製品の販路開拓を支援するため、展示会・見本市等へ出展する際の出展料の一部に対し、補助金を交付します。今回新たに Web 上で行う展示会等も対象になりました。

これまでに出品経験の無い事業者の方や、製品や技術を積極的にPRする事業者の方は、ぜひご活用ください。

◆対象となる展示会等

工業製品、工業技術等を紹介する展示会等のうち次の要件を備えているもの

- (1) 瀬戸市外で行われるもの（Web 上で行う展示会等は除く。）
- (2) 広く一般に公開されているもの
- (3) 出展小間数が次に掲げる要件のいずれかを満たしていること
ア 国内及び Web 上で行う展示会等は、出展小間が30以上のもの
イ 海外で行う展示会等は、50以上のもの
- (4) 展示等の対象となる製品、技術等が瀬戸市内で製造、出荷等されたものであること
- (5) 交付決定した年度内に事業が完了する展示会等であること
- (6) 海外及び Web 上で行う展示会等の場合は、その場で小売りすることを主目的としたものでないこと

※補助金交付については「国内等及び Web 上で行う展示会等」と「海外で行う展示会等」で区分し、それぞれ同一年度において1事業者1回を限度とします。

※同一の展示会等に複数年度にわたり出展する場合は、1事業者通算3回を限度とします。

※予算額に達し次第、募集を締め切ります。

◆対象事業者等

- ・市内に事業所を有する中小企業者
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団等との関係性を有していないこと



◆対象経費

区分	補助対象経費
国内で行う展示会等	出展料（小間料、ブース代等）
海外で行う展示会等	出展料（小間料、ブース代等）、渡航に係る航空運賃（国内利用分を除く。空港利用税、サーチャージ及び航空保険料等を含む。最も合理的な経路による適切な運賃で、最大20万円とする。） ただし、補助事業に係る展示会等への出展を他の事業者と共同で行う場合は、最大20万円を共同で出展する事業者の数で除して得た額とする。
Web 上で行う展示会等	出展料（参加費等）

※補助対象者自らが支払うものが対象になります。

※国・県・その他機関から同様の趣旨の補助金を受けていない展示会等に限りません。

※角小間指定やブース装飾などのオプション料金は補助対象経費に含まれません。

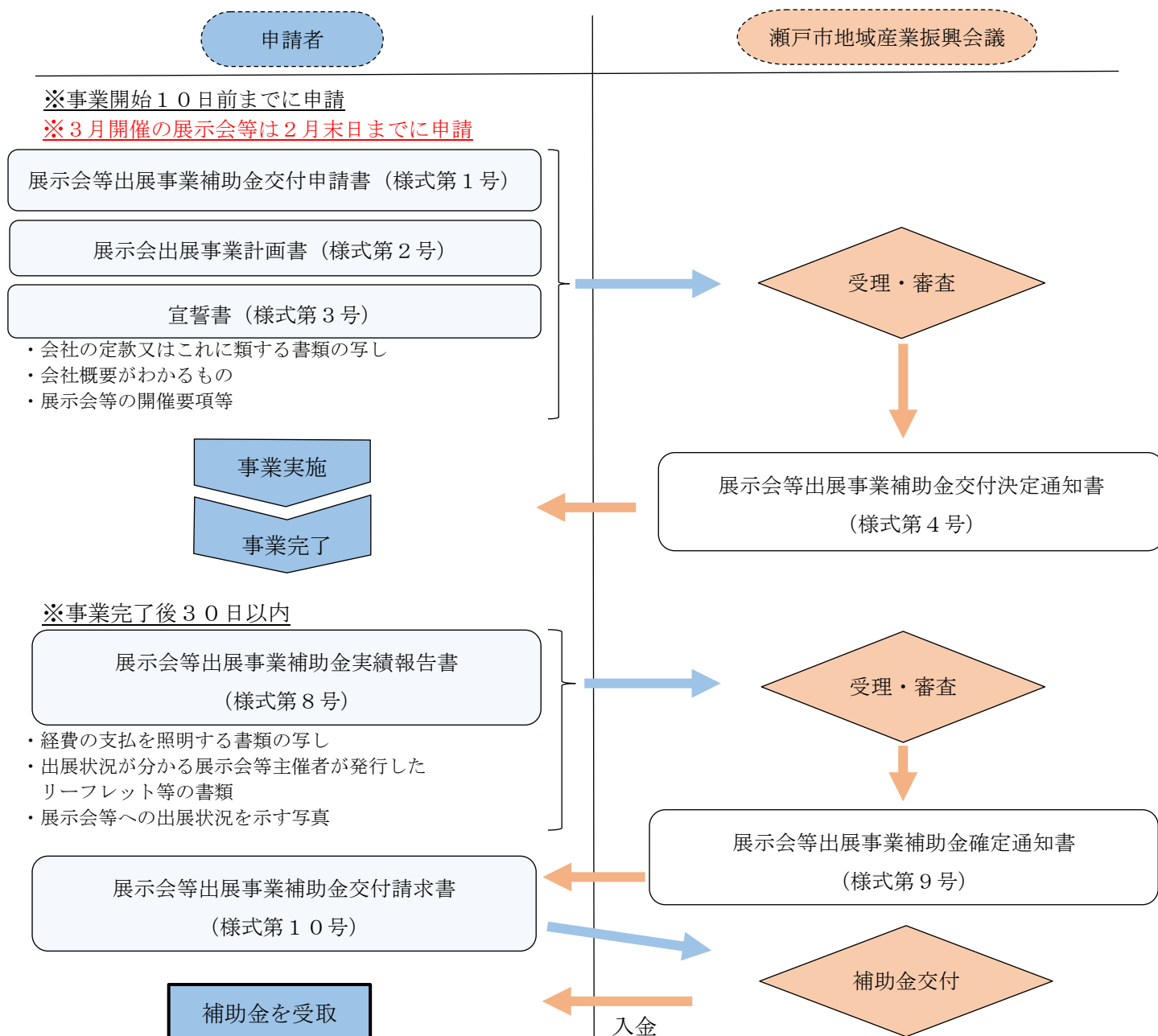
（裏面に続く）

◆補助金額

区分	補助額	補助上限額
国内で行う展示会等	補助対象経費の2分の1 (その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	(1) その場で小売りすることを目的としない展示会等への出展 上限20万円
海外で行う展示会等		(2) その場で小売りすることを主目的とした展示会等への出展 上限6万円
Web上で行う展示会等		上限40万円
		上限20万円

※補助事業に係る展示会等への出展を他の事業者と共同で行うときの限度額は、当該額を共同で出展する事業者の数で除して得た額とします。

◆補助金交付に係る手続きの流れ◆



■お問い合わせ先

瀬戸市地域産業振興会議事務局 (瀬戸市役所 3階 産業政策課 企業支援係内)

TEL 0561-88-2651 FAX 0561-82-2931

HP http://www.isc-seto.com/cgi-bin/db_h/list.cgi?act=popup&id=373